

静岡市監査委員会議記録

会 議 令和4年度 第2回 監査委員定例協議会

開催日時 令和4年5月31日（火）午前9時05分～10時28分

出席者 監査委員 遠藤 正方、白鳥三和子、福地 健、大石 直樹
事務局長 萩原 健
書記 杉田 陽子
白鳥 浩司、山田 裕、渡辺 篤史
宇佐美亜希、齋藤 升美、神山 悟
新海 拓也、山本 和延、稲葉 典子

会議内容

1 開会宣言 杉田次長

2 例月現金出納検査等（4月分）

杉田次長から、各種会計のつり銭資金の現金残高及び保管状況に係る検査の結果について、適正に処理されていたことを事務局職員が確認した旨の報告があった。

その後、各会計の区分に応じて、監査委員による説明聴取や質疑のほか、事務局から預金証書等の確認状況の報告を行った。

（1）説明者等

ア 各種会計 宇佐美係長（監査第2係）

イ 病院事業会計 白鳥次長補佐（監査第1係）

ウ 簡易水道事業会計 白鳥次長補佐（監査第1係）

エ 水道事業会計 新海係長（監査第3係）

オ 下水道事業会計 宇佐美係長（監査第2係）

（2）発言等

ア 各種会計

（遠藤代表）

資金措置について、会計間で融通しているだけで、預金残高には影響はないということでしょうか。

（事務局）

そのとおりである。

(白鳥委員)

通常一致する出納調書の収支差引額合計と資金措置後残額合計が当月は一致していない。出納整理期間中である当月は2か年度分の合計で一致しており、出納閉鎖後は一致するということか。

(事務局)

そのとおりであり、年度をまたいだ会計間の資金措置により不一致が生じることがあるが、出納閉鎖後は一致する。

(遠藤代表)

資金措置による年度間の異動は、あくまでも帳簿上の動きであって、預金残高には影響を与えないということによいか。

(事務局)

そのとおりである。

イ 病院事業会計

(白鳥委員)

資本剰余金の残高について、前回検査で参照した先月末(3月末)残高と整合していないが、なぜか。

(事務局)

先月に基金の一般会計への移管に伴う会計処理により期中取引として資本剰余金を減じていたが、剰余金の処分には市議会の議決が必要であることから、今年度中の資本剰余金の減をしないこととしたとのこと。なお、修正仕訳として、決算整理仕訳の中で修正している。

(白鳥委員)

今回の検査で示された合計残高試算表は、令和3年度決算の決算整理仕訳が反映されたものであるということによいか。

(事務局)

そのとおりである。

ウ 簡易水道事業会計

特になし

エ 水道事業会計

(白鳥委員)

投資有価証券勘定2億円の増について、内容は。

(事務局)

令和4年4月に発行された東京電力パワーグリッド社債で、償還期間は10年、利回りは年利0.94%のものである。

オ 下水道事業会計

特になし

3 協議会議事

(1) 協議事項

ア 協第7号 包括外部監査人の監査の事務補助者に関する協議について

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(遠藤代表)

昨年度まで包括外部監査人を務めていた者が事務補助者に挙げられているが、このことについて、特に問題はないのか。

(事務局)

地方自治法などにはこれを禁じる規定は見られない。なお、包括外部監査を所管するコンプライアンス推進課も、特段問題はないとの見解を示している。

(遠藤代表)

同人は、静岡県の包括外部監査人も務めているが、この点も問題はないか。

(事務局)

特に問題はない。

(大石委員)

事務補助者の中にひとりだけ弁護士がいるが、理由は。また、過去にも弁護士が事務補助者になった事例はあるか。

(事務局)

監査の過程で法律的な判断が求められるなど、弁護士の必要性を包括外部監査人が認めれば、事務補助者に加えること自体は差し支えない。なお、過去の事例としては、令和2年度及び令和3年度の両年度に、事務補助者の中に弁護士が含まれていた事例があった。

(白鳥委員)

事務補助者の選択は、監査を実施しようとする包括外部監査人が、その合理的な判断の下に行うということによいか。

(事務局)

そのとおりである。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

イ 協第8号 指摘事項に対する措置状況（包括外部監査）の公表について

協第9号 指摘事項に対する措置状況（定期監査（テーマ監査））の公表について

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(白鳥委員)

平成25年度定期監査の措置状況は、所管課が自主的に報告してきたのか。

(事務局)

そうではなく、当事務局が別件で措置の報告状況を確認する過程で報告がなかったことを把握したため、当局に報告を促したものである。

(遠藤代表)

当時の監査は個々の財産管理の状況を対象としたものであったが、その結果としての指摘事項は、全庁的な対応を促すものとなっている。今回、報告を上げてきた所管は当時の監査対象所属に挙げられていなかったということか。

(事務局)

そのとおりである。

(遠藤代表)

このような事象は、現時点の監査手続に照らせば、指摘事項ではなく意見として扱われるものと考えているが、どうか。

(事務局)

そのとおりであり、同種の事象を現時点の監査委員が把握し、改善を促そうとする場合、通常、意見を表明する扱いとなる。

(遠藤代表)

報告を上げた所管は、対象事象に係る事務について改善はしていたものの、その状況が報告を要するものであるという認識がなかったということか。

(事務局)

そのとおりであり、報告する必要性を把握していなかったと聞いている。

(エ) 結果

措置状況の公表について、監査委員の了承が得られた。

(2) 報告事項

ア 報第2号 内部統制の不備に関する報告（令和4年4月分）について

(ア) 説明者

新海係長

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

(2) その他連絡事項

- ア 令和3年度各種会計決算審査の本審査について・・・・・・・・・・宇佐美係長が説明
- イ 令和3年度公営企業会計決算審査の本審査について・・・・・・・・・・新海係長が説明
- ウ 令和3年度内部統制評価報告書審査の本審査について・・・・・・・・・・新海係長が説明
- エ 令和4年度第1回定例協議会議事録の公表について・・・・・・・・・・白鳥次長補佐が説明
- オ 6月・7月の日程について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・杉田次長が説明

4 閉会宣言 杉田次長